

---

プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価のレベルに関する説明

---

## 本資料の目的

1. 主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示について、国際的な会計基準との整合を図る取組みを行っているが、これまでの審議において、時価に関するガイダンス及び開示において重要となる時価の算定における要素（インプット及び評価技法）及び時価のレベルについて、理解が容易となる説明が必要であるとの意見が聞かれており、本資料は、その説明の記載について検討を行うことを目的としている。

## これまでの審議で聞かれた意見

2. 第 387 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 21 日開催）及び第 388 回企業会計基準委員会（2018 年 7 月 6 日開催）において、以下の意見が聞かれている。
  - (1) 「インプット」という用語について、財務諸表利用者等の理解を促すために、レベル別に開示されるアウトプットとの関係に関する解説を加えることも有用であると考えられる。また、正しい理解を促すために、レベル 2 よりもレベル 3 の商品の流動性が低いとの誤解やレベル 3 の商品が複雑であるとの誤解を示すことも考えられる。
  - (2) 現時点では文案に取り込んでいない項目のうち、時価のレベルに関して適切な理解が行われるための説明は重要であると思われるため、例えば、図解を入れることも含め検討いただきたい。その際、時価のレベル分けの基準には、評価技法のレベルが考慮されない点について説明を加えることも考えられる。

## 時価のレベルに関する説明の文案の検討

3. 前項の聞かれた意見を踏まえ、時価のレベル及び時価のレベルの判断に用いられるインプット等に対する説明について、読み手の理解に資するため、「コメントの募集及び公開草案の概要」に含めることが考えられる。
4. 時価のレベルに関する理解を容易なものとするためには、時価の算定に用いられる評価技法とインプットについて説明したうえで、時価のレベルが、評価技法ではなく、インプットのレベルに応じて決定されることをその判定の順番を示しつつ説明することが必要であると考えられる。この場合、現在検討している時価の定義及びガイダン

スに関する会計基準案及び適用指針案の表現に基づき記載することが考えられ、以下において文案として示している。

さらに、IFRS 第 13 号の本文には直接的な記載はないが、これまでの審議資料における分析や審議において聞かれた意見を基礎として、時価のレベルが何を意味するかについて、読み手の誤解を生じさせないように、その特徴を示すことが考えられる（以下の文案の第 3 項）。

なお、以下の文案は、「コメントの募集及び公開草案の概要」において、例えば、別紙として含めることが考えられるが、「コメントの募集及び公開草案の概要」における公開草案の概要と記載が重複するものについては、適宜修正することが考えられる。

#### 【時価の算定要素及び時価のレベルについて】

1. 時価は、評価技法とインプットを用いて算定する。
  - (1) 評価技法には、マーケット・アプローチ（例えば、市場倍率を用いる手法やマトリックス・プライシングなど）やインカム・アプローチ（例えば、現在価値技法やオプション価格算定モデルなど）があり、時価を算定するためのインプットとなり得る十分なデータが利用できるものを用いる。評価技法を用いるにあたっては、時価を最もよく表すための観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。
 

ただし、例えば、取引の数量又は頻度が著しく低下しており、その取引価格が時価を表していないと判断される場合のように、観察可能なインプットのみを使用することによっても時価を適切に算定することにはならず、観察可能なインプットの調整が必要となる場合もある。よって、インプットの観察可能性のみがインプットを選択する際に適用される唯一の判断規準ではなく、時価の算定対象である資産又は負債の時価を最も良く表すインプットを最大限利用することとしている。
  - (2) インプットとは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定であり、例えば、相場価格、金利、ボラティリティ、リスクに関する調整などがある。
2. 時価のレベルは、インプットのレベルに応じて決定される。
  - (1) まず、時価の算定に用いるインプットのレベルを判定する。なお、レベル 1 のインプットが最も時価の算定に使用する優先順位が高く、レベル 3 のインプッ

トが最も優先順位が低い。

観察可能なインプット（観察可能な市場データに基づくもの）

- ① レベル 1 のインプット：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり、調整されていないもの
- ② レベル 2 のインプット：資産又は負債の時価の算定における直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル 1 に含まれる相場価格以外のもの

観察できないインプット

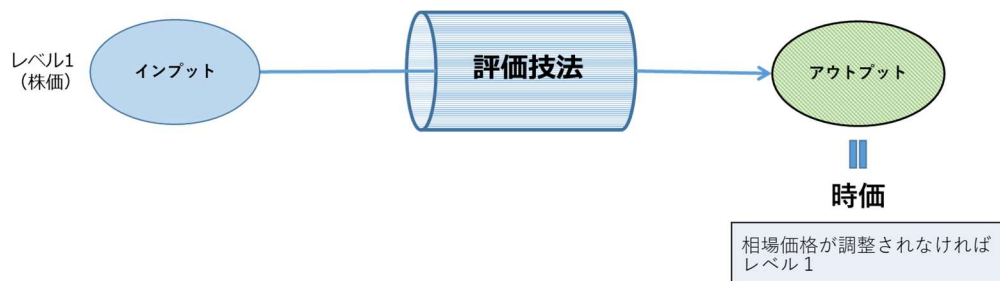
- ③ レベル 3 のインプット：資産又は負債の時価の算定における観察できないインプット

(2) 次に、時価の算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、算定した時価を、レベル 1 の時価、レベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に分類する。評価技法に複数のレベルのインプットを用いており、そのうち、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数ある場合、それらのインプットが属するレベルのうち、最も優先順位の低いレベルに当該時価进行分类する。

上述のとおり、時価のレベルの分類は、評価技法ではなく、インプットが属するレベルに基づいて行われる。次の【図表 1】は、時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係を示すものである。

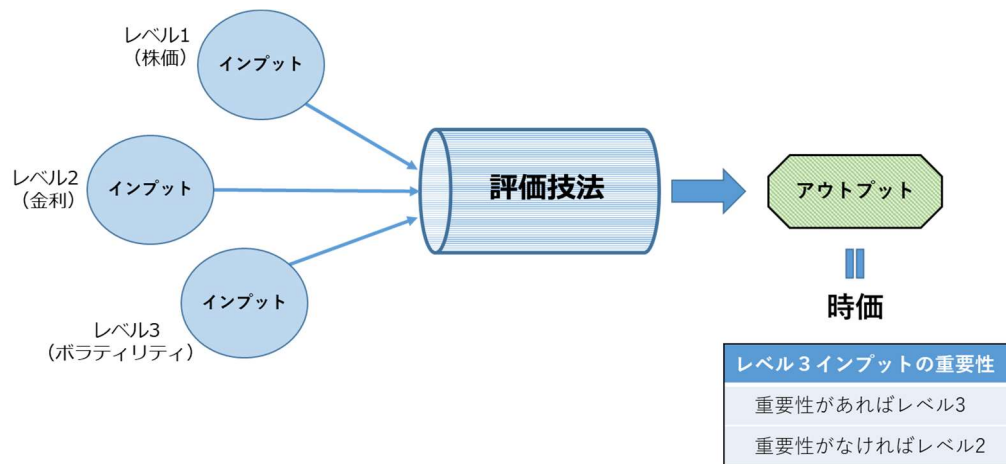
【図表 1】時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係

インプットがレベル 1（例えば、株価）のみの場合



インプットが複数ある場合（例えば、株価、金利、ボラティリティが用いられている場

合)



3. 時価のレベルは、次のような特徴がある。

- (1) 時価の算定に用いるインプットが観察可能であるか及び経営者の見積りによる不確実性が存在するかを表す。
- (2) 時価の算定の対象となる商品の複雑性を必ずしも示すものではない。商品としては単純なものであっても、時価の算定に用いるインプットによって時価のレベルが異なる場合がある。
- (3) 市場における流動性を必ずしも示すものではない。時価がレベル3に分類される商品は、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが市場で観察できないことを意味しており、当該商品の市場における流動性が低いとは限らない。

### ディスカッション・ポイント

「コメントの募集及び公開草案の概要」に含めることが考えられる時価のレベルに関する説明の文案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上